

転出

に関連するおもな手続き

出張所(オンライン)

市役所庁舎担当窓口とオンライン対面窓口システムにより相談を行っています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	転出先でマイナンバーカードの継続利用（住所変更） ※ご注意ください 転出先の市区町村で、転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に転入届を行わないとカードの継続利用手続きが行えません。	（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・カードの暗証番号		転出先の市区町村	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です				
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります			1 階 市民課市民係	
	※各種資格確認書・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です					
保険 年金	国民健康保険に加入している方	国民健康保険の脱退 資格確認書等の返却	国民健康保険資格確認書		1 階 健康推進課 国保医療係	
	→修学のために転出する方	転出先で引続き千曲市の資格確認書を使う手続き	在学証明書			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方		在園証明書			
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	特定同一世帯所属者証明書の受取 旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください				
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書の返却	後期高齢者医療資格確認書			
	→長野県外へ転出する方	負担区分等証明書等の受取（郵送の場合有） ※転出先へ提出してください				
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	特定疾病療養受療証など			
	海外へ出国する方	国民年金の脱退 国民年金の任意加入	基礎年金番号通知書 または年金手帳（お持ちの方）		1 階 市民課年金係	
介護 障がい	・65 歳以上の方 ・40 歳～64 歳の方で 要介護・要支援認定を受けている方	介護保険証、 介護保険負担割合証、 介護保険負担限度額認定証の返却	介護保険証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証		1 階 高齢福祉課	
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	手続き不要（保険証は後日郵送）				
	療育手帳をお持ちの方で、新しい住所が長野県外の方	県外転出の届出	マイナンバー確認書類 療育手帳		1 階 福祉課	
	福祉医療費受給資格をお持ちの方	受給者資格変更届	福祉医療費受給者証（交付されている方）		1 階 健康推進課 国保医療係	
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください		これまで通っていた学校	
	児童手当を受給している方 （0 歳～18 歳）	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに注意してください		1 階 こども未来課	
	福祉医療費受給者証をお持ちの方 （0 歳～18 歳）	受給者資格変更届	福祉医療費受給者証		1 階 健康推進課 国保医療係	
	妊娠中の方	※千曲市の妊婦一般・産婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受検票、1 か月児健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください			2 階 保健センター	
	18 歳以下のお子さんがいる方	千曲市の予防接種予診票・デジタル予診票は使えなくなります。転出先で手続きしてください。			2 階 保健センター 予防保健係	
	保育園に入園しているお子さんがいる方	退園手続き			1 階 保育課	
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	児童扶養手当証書		1 階 こども未来課	
		受給者資格変更届	福祉医療費受給者証		1 階 健康推進課 国保医療係	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更			1 階 こども未来課	
	上記のこどもに関する各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、「所得課税証明書」を提出してください	本人確認書類（免許証など）		1 階 証明書発行窓口	

税・料金やその他に関する手続きは裏面をご覧ください

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
---	-----	-------	----	------	-----

税・料金	下水道の使用をやめる方	使用休止届	※受付窓口でご相談ください		3階 上下水道料金等お客様センター 026-272-7556	
	水道の使用をやめる方					
	→市営水道(八幡・桑原・稻荷山の一部)を使用の方	使用休止届	※受付窓口でご相談ください		3階 上下水道料金等お客様センター 026-272-7556	
	→更埴地域で県営水道を使用の方	※県営水道窓口へご相談ください			川中島事務所 0120-971-105	
	→戸倉上山田地域で県営水道を使用の方				上田事務所 0120-971-124	
	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください		1階 税務課 市民税諸税係	
	軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください			軽自動車検査協会 050-3816-1854	
	自動二輪（125cc超）を所有している方	※長野運輸支局でご相談ください			長野運輸支局 050-5540-2042	
	千曲市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談			1階 税務課	
	海外に転出される方	納税管理人のご相談				
その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※お客様の状況により 手続き場所が異なります まずはお電話でご確認ください		3階 建築課 空き家対策係	
	粗大ごみの処分が必要な方	ごみ処分のご相談			2階 環境課	

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 転出証明書と本人確認書類を持参して、1階市民課の窓口で早急に取消の手続きをしてください。



千曲市役所

〒387-8511
長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

お問い合わせ 026-273-1111（代表）

開庁時間 あさ 8時45分 ~ 夕方 4時30分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです)
※上山田戸倉出張所の開庁時間は8:30~17:15です。

千曲市ホームページ <https://www.city.chikuma.lg.jp/>

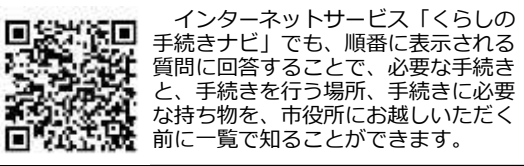
千曲市役所庁舎フロア配置



2階



1階



インターネットサービス「くらしの手続きナビ」でも、順番に表示される質問に回答することで、必要な手続きと、手続きを行う場所、手続きに必要な持ち物を、市役所にお越しいただく前に一覧で知ることができます。

手続きチェックシート
転出

令和8年7月版

千曲市から引越しされる方へ

忘れずにお持ちください

マイナポータルから転出届がオンラインで提出できます

転出届提出のため、原則市役所窓口へ行く必要がなくなります。(転入先市町村窓口で転入の手続きは必要です)

《オンライン提出が可能な対象者》

- 署名用電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人
- 本人を含む同一世帯員の方

マイナポータルはこちら

転出届

転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

提出先 市役所庁舎 1階市民課 又は 上山田戸倉出張所

《届出に必要なもの》

- 国外転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

転出先に住み始めてから **14日以内**に、転出先の市区町村で転入届が必要です
※転入後の手続きについての詳細は、新住所地にお問い合わせください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

運転免許証、マイナンバーカード、そのほか・パスポート・障害者手帳 など

確認に2点が必要なもの

- 資格確認書、年金手帳、介護保険証、基礎年金番号通知書、顔写真付きの社員証、学生証など

関連する手続きは内側にあります
必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります

内側へ

代理人の方が手続きするときは、

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。